

# 平成29年度 介護福祉士養成実習施設 実習指導者特別研修会

平成19年12月、社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、介護福祉士養成カリキュラムが大きく変更されました。

新カリキュラムにおける実習施設の要件は、①利用者の生活の場である多様な介護現場において、利用者の理解を中心とし、これに併せて利用者・家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、多職種協働の実践、介護技術の確認等を行うことに重点を置いた「実習施設・事業等（Ⅰ）」、②一つの施設・事業等において一定期間以上継続して実習を行う中で、利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった一連の介護過程のすべてを継続的に実践することに重点を置いた「実習施設・事業等（Ⅱ）」の2つに区分されました。

また、実習指導者の資格要件についても、『実習施設・事業等（Ⅰ）』では、「介護福祉士の資格を有する者又は3年以上介護業務に従事した経験のある者」とし、『実習施設・事業等（Ⅱ）』では、「介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、且つ、厚生労働大臣が別に定める研修課程を修了した者（一部経過措置あり）」に変更となりました。

本研修会は厚生労働大臣が定める基準を満たした指導者養成研修であり、各県支部で運営・開催しております。

介護福祉士養成実習施設において、今後実習指導者となる皆様の受講をお待ちしております。

1. 主催 公益社団法人日本介護福祉士会／公益社団法人新潟県介護福祉士会  
2. 日時

	日時		会場
第1回	1日目	平成29年 6月26日(月)	新潟ユニゾンプラザ 5階 中研修室
	2日目	平成29年 6月27日(火)	
	3日目	平成29年 7月10日(月)	
	4日目	平成29年 7月11日(火)	
第2回	1日目	平成29年 9月28日(木)	新潟ユニゾンプラザ 5階 中研修室
	2日目	平成29年 9月29日(金)	
	3日目	平成29年10月16日(月)	
	4日目	平成29年10月17日(火)	

3. 会場 新潟ユニゾンプラザ 〒950-0994 新潟市中央区上所2丁目2番2号
4. 受講対象 介護福祉士として資格取得後3年以上実務に従事した経験があり、介護福祉士養成実習施設において実習指導者となる者及び現に実習指導者を担っている者
5. 定員 各回50名 ※平成29年度は年2回の実施を予定しております。
6. 申込方法 別紙申込書にご記入・所属長の捺印の上、介護福祉士国家資格登録証のコピーを添付し、郵送で新潟県介護福祉士会事務局へお申込み下さい。

7. 連絡先

申込先及びお問い合わせ(受付時間 平日 8:30~17:30)  
公益社団法人新潟県介護福祉士会 事務局(担当:真保・五百川)  
〒950-0994 新潟市中央区上所2丁目2番2号 新潟ユニゾンプラザ3F  
TEL 025-281-5531 FAX 025-281-7710  
Mail [kaigo@sage.ocn.ne.jp](mailto:kaigo@sage.ocn.ne.jp)

8. 締切日 第1回 平成29年 6月 2日(金)※必着厳守 但し、定員になり次第締切りと致します。  
第2回 平成29年 9月 1日(金) //

9. 受講費用 新潟県介護福祉士会 会 員 21,000円(資料代含む)  
非会員 33,000円(資料代含む)

※受講費用の納入は、振込用紙を後日送付させていただきます。受講費用納入にて  
正式な受付となります。入金確認後、研修初日直前に受講票を発送致します。

10. 研修内容 下記プログラムのとおり(科目が前後する場合があります)

	時間	科目	講師
1 日 目	8:45～ 9:15	受付・オリエンテーション	調整中
	9:15～12:15	介護の基本(2)・実習指導の理論と実際(1)	
	13:15～16:45	実習指導の理論と実際	
2 日 目	時間	科目	講師
	9:00～12:00	スーパービジョンの意義と活用及び学生理解(講義)	調整中
	13:00～17:00	スーパービジョンの意義と活用及び学生理解(演習)	
3 日 目	時間	科目	講師
	9:30～12:30	介護過程の理論と指導方法(講義)	調整中
	13:30～16:30	介護過程の理論と指導方法(演習)	
4 日 目	時間	科目	講師
	9:30～12:30	実習指導の方法と展開	調整中
	13:30～15:00	実習指導における課題への対応	
15:00～16:00	実習指導者に対する期待		

11. その他

- ①全日程受講修了者には、厚生労働大臣の定める研修を修了したことを証明する修了証書を発行し、実習指導者として登録されることとなります。
- ②本会会員は生涯研修手帳をご持参下さい。
- ③会場に駐車場はございますが、台数に限りがございます。  
いずれの会場も可能な限り公共交通機関もしくは、乗り合わせでお越し下さい。
- ④昼食は各自でご用意下さい。

【介護実習Ⅰの実習施設の要件】

- ・ 介護保険法その他の関係法令に基づく基準を満たす施設又は事業であって、介護福祉士の資格を有する者又は介護職員として3年以上の実務経験を有する者が実習指導者であることとする。

【介護実習Ⅱの実習施設の要件】

- ・ 介護福祉士の資格を取得後3年以上の実務経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたもの(以下「実習指導者講習会」という。)を修了した者が実習指導者であること。
  - ・ 実習における指導のマニュアルを整備するとともに、実習指導者を中核とした実習の指導の体制が確保されるよう、介護実習施設等における介護職員(常勤の介護職員とする。)の人数に対する介護福祉士の人数の割合が3割以上であること。
  - ・ 介護サービスの提供のためのマニュアル等が整備され、活用されていること。
  - ・ 介護サービスの提供の過程に関する諸記録が適切に整備されていること。
  - ・ 介護職員に対する教育、研修等が計画的に実施されていること。
- (経過措置) 実習指導Ⅱの実習指導者については、平成24年3月31日までの間は、介護福祉士の資格を取得後3年以上の実務経験を有する者を実習指導者とすることができることとし、実習指導者講習会は平成24年3月31日までの間に受講すればよいこととする。

⇒ 別紙申込書に記入の上、お申込み下さい。

※ 受講申込書と介護福祉士国家登録証の写しの両方を郵送して下さい。

